## 大阪府版寄附行為作成例(令和5年私立学校法改正版)

## はじめに

- 本資料は、大阪府が所轄する学校法人のうち私立学校法第143条及び同法施行令第3条に該当するもの(文部科学大臣所轄学校法人等)以外の学校法人 (都道府県知事所轄学校法人)向けの寄附行為作成例を、「大阪府版寄附行為作成例」として示したものである。
- 「大阪府版寄附行為作成例」では、令和5年に公布された私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)及び関係省令の改正の内容に沿った 寄附行為作成例を示しているが、学校法人の規模や形態等により異なるパターンが形成される条文について、その詳細を「別紙」としてパターン別に例 示しているので、適宜参照されたい。

#### (説明事項)

- 本資料は、A4用紙(横向き)で両面印刷(長辺綴じ)を想定して作成している。
- 「文部科学大臣所轄法人等」に該当する大阪府教育長が所轄する学校法人 (※) については、別途、文部科学省が作成する「学校法人寄附行為作成例」 (昭和38年3月12日私立大学審議会決定。最終:令和6年3月5日大学設置・学校法人審議会(学校法人分科会)決定)に基づき対応されたい。
  - (※)「文部科学大臣所轄学校法人等」に該当する都道府県知事所轄学校法人について 以下の①かつ②の基準を満たす法人であること。
  - ① 最終会計年度における収支計算書に基づいて計算した経常的な収益が10億円以上又は最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上
  - ② 3以上の都道府県に私立学校、私立専修学校若しくは私立各種学校又は広域の通信制の課程を置く私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。)を設置していること。
- 本資料における「準学校法人」、「幼稚園法人」及び「小中高法人」の定義は、以下のとおり。
  - ▶ <u>「専修学校」又は「各種学校」のみ</u>を設置する学校法人・・・・・ 「準学校法人」

# 目次

(注1) 寄附行為に必ず記載しなければならない事項をいう。なお、その他の条文についても、寄附行為として成立させるために必要なものであることから、原則として本作成例を参考に規定すること。

条番号等	項目名等	本作成例ページ	<b>必要的記載事項</b> (注1)	備考
第1条	名称	5	○ (名称)	
第2条	事務所	5	〇 (事務所の所在地)	
第3条	目的	5	○ (目的)	「別紙1」(P. <mark>31</mark> ):3パターン例示あり
第4条	設置する学校	5	〇 (設置する学校の名称等)	
(「設置する学校」の次)	収益事業	6	△ (収益事業の種類等) (注2)	(注2) 収益事業を行う場合のみ
第5条	役員及び評議員の設置	6	〇 (役員及び評議員の定数)	
第6条	理事選任機関	7	○ (理事選任機関の構成、運営等)	「別紙2」(P.33):4パターン例示あり
第7条	理事の選任	7	〇 (理事の選任方法)	「別紙3」(P.37):4パターン例示あり
第8条	理事の資格及び構成	7	_	
第9条	理事の任期	8	〇 (理事の任期)	
第10条	理事の解任及び退任	8	〇 (理事の解任方法)	「別紙4」(P.41):2パターン例示あり
第11条	理事に欠員が生じた場合の措置	8	_	
第12条	理事会の構成	8	_	
第13条	理事会の権限	9	_	
第14条	理事の職務	9	<ul><li>○ (理事長の選定方法)</li><li>△ (代表業務執行理事の選定方法、 業務執行理事の選定方法、 代表業務執行理事の代表権) (注3)</li></ul>	「別紙5」(P.43):25パターン例示あり (注3) <u>下線部</u> は代表業務執行理事を置く 場合のみ、 <i>斜体部</i> は業務執行理 事を置く場合のみ(各々置く可能 性があるときを含む)。
第15条	代表権の制限	9	_	「別紙6」(P.93):6パターン例示あり
第16条	理事の報告義務	9	_	「別紙7」(P. 101):14パターン例示あり
第17条	招集(理事会)	9	〇 (理事会の招集方法)	
第18条	運営(理事会)	10	_	
第19条	決議(理事会)	10	_	
第20条	業務の決定の委任	12	_	
第21条	議事録(理事会)	12	_	
第22条	監事の選任	12	○ (監事の選任方法)	
第23条	監事の資格	13	_	
第24条	監事の任期	13	○ (監事の任期)	

条番号等	項目名等	本作成例ページ	<b>必要的記載事項</b> (注1)	備考
第25条	監事の解任及び退任	14	○ (監事の解任方法)	
第26条	監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続	14	_	
第27条	監事に欠員を生じた場合の措置	15	_	
第28条	監事の職務	15	_	
第29条	調査権限等	16	_	
第30条	理事の行為の差止め(監事)	16	○ (監事から理事選任機関に対する 理事の不正行為の報告の方法)	
第31条	評議員の選任	17	〇 (評議員の選任方法)	「別紙8」(P.117):3パターン例示あり
第32条	評議員の資格	17	_	
第33条	評議員の任期	17	○ (監事の任期)	
第34条	評議員の解任及び退任	18	〇 (監事の解任方法)	
第35条	評議員会の構成	18	_	
第36条	評議員会の職務等	18	_	「別紙8-2」(P. 121): 4パターン例示あり
第37条	理事の行為の差止めの求め(評議員会)	19	_	
第38条	責任追及の訴えの求め	19	_	
第39条	開催(評議員会)	19	_	
第40条	招集 (評議員会)	20	○ (評議員の招集方法)	
第41条	評議員による招集	21	_	
第42条	監事による招集	21	_	
第43条	招集手続の省略	21	_	
第44条	運営(評議員会)	21	_	
第45条	決議(評議員会)	21	_	
第46条	議事録(評議員会)	22	_	
第47条	役員の出席等	22	_	
第48条	理事会と評議員会の協議	23	_	「別紙9」(P. <u>127</u> ):2パターン例示あり
第49条	会計年度	23	_	
第50条	予算及び事業計画	23	_	
第51条	役員及び評議員の報酬	23	_	
(「役員及び評議員の報酬」の次)	責任の免除(役員の責任の一部免除を行う場合)	24	_	
(「資産」の手前)	責任限定契約	25	_	
第52条	資産	25	〇 (資産及び会計に関する事項)	
第53条	資産の区分	25	〇 (資産及び会計に関する事項)	
第54条	基本財産の処分の制限	26	〇 (資産及び会計に関する事項)	

# 大阪府版寄附行為作成例(Ver.2) 4ページ

条番号等	項目名等	本作成例ページ	<b>必要的記載事項</b> (注1)	備考
第55条	積立金の保管	26	〇 (資産及び会計に関する事項)	
第56条	経費の支弁	26	〇 (資産及び会計に関する事項)	
第57条	会計	26	〇 (資産及び会計に関する事項)	
第58条	予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄	27	〇 (資産及び会計に関する事項)	
第59条	事業報告と決算	27	〇 (資産及び会計に関する事項)	
第60条	財産目録の備置き及び閲覧等	27	〇 (資産及び会計に関する事項)	
第61条	資産総額の変更登記	28	〇 (資産及び会計に関する事項)	
第62条	寄附行為の変更	28	〇 (寄附行為の変更に関する事項)	
第63条	解散	29	〇 (解散に関する事項)	
第64条	残余財産の帰属者	29		
第65条	合併	29		
第66条	情報の公表	30		
第67条	公告の方法	30	〇 (公告の方法)	
第68条	施行細則	30		
附則	(現任の理事等の任期に関する取扱い等)	30	〇 (設立当初の役員、評議員等)	「別紙10」(P.129):6パターン例示あり。 また、同別紙の最後に設立当初の役員等に 関する条文の例示あり。

別紙番号	項目名等	本作成例ページ	備考
別紙 1	「目的」に関する規定について	31	
別紙 2	「理事選任機関」に関する規定について	33	
別紙3	「理事の選任」に関する規定について	37	
別紙 4	「理事の解任及び退任」に関する規定について	41	
別紙 5	「理事の職務」に関する規定について	43	
別紙 6	「代表権の制限」に関する規定について	93	
別紙7	「理事の報告義務」に関する規定について	101	
別紙8	「評議員の選任」に関する規定について	117	
別紙8-2	「評議員会の職務等」に関する規定について	121	
別紙 9	「理事会及び評議員会の協議」に関する規定について	127	
別紙10	附則について	129	

寄附行為作成例	備考
学校法人〇〇学園 寄附行為	
第1章 総則	
(名称) 第1条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。	● 他の既存の法人と同一又は類似名称を避けること。
(事務所) 第2条 この法人の事務所は、大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地に置く。	<ul><li>● 従たる事務所を置く場合には、以下の規定を設けることができる。</li><li>2 前項のほか、従たる事務所を○○県○○市○○丁目○○番地に置く。</li></ul>
第2章 目的及び事業	
(目的) 第3条 ・・・	● 「別紙1」(P.31) を参照すること。
(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1)〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科 定時制課程 〇〇科 通信制課程 (広域)〇〇科 (2)〇〇中学校 (3)〇〇小学校 (4)〇〇幼稚園 (5)〇〇専修学校 〇〇高等課程 〇〇専門課程 (6)〇〇各種学校 (7)〇〇認定こども園	

寄附行為作成例	備考
	<ul> <li>収益事業を行う場合は、第4条(設置する学校)の直後に次のとおり規定すること。</li> <li>(収益事業)</li> <li>第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</li> <li>(1)○○業</li> <li>(2)○○業</li> <li>&gt;「○○業」については、平成28年6月10日付け大阪府教育長告示第1号第2に定めるものを記載すること。</li> <li>新たに収益事業を行おうとする場合は、あらかじめ私学課に相談すること。</li> </ul>
第3章 機関の設置) (役員及び評議員の設置) 第5条 この法人に、次の役員を置く。 (1)理事 〇〇名 (2)監事 〇名 2 この法人に、評議員〇〇名を置く。	<ul> <li>改正後の私立学校法第18条第3項の規定に基づき、「理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上、評議員の定数は6人以上」とされていることに留意すること。なお、学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認を受けようとする場合(以下「非課税措置の適用を受ける場合」といい、非課税の承認を受けない場合を「非課税措置の適用を受けない場合」という。)には、理事の定数を6名以上とすること。</li> <li>各機関の定数は、「○名以上○名以内」などと規定することも可能。ただし、評議員の定数は理事の定数を超える数でなければならないため、評議員の下限が理事の上限を下回る場合には、最後に次のとおり規定すること。</li> <li>&lt;非課税措置の適用を受けない場合&gt;</li> <li>3 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。</li> </ul>

## FU 4 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	htt. +br.
寄附行為作成例	<ul> <li>備考</li> <li>&lt;非課税措置の適用を受ける場合&gt;</li> <li>3 評議員の現在数は、理事の現在数を超える数でなければならない。</li> <li>▶ 「実数」と「現在数」のそれぞれの意味は同一ではあるが、文部科学省が非課税措置の適用を受ける場合の寄附行為作成例として作成。また、当該作成例について国税庁から法令(租税特別措置法施行令)の要件を満たしていることの回答を得ていることから、非課税措置の適用を受ける場合は上記の内容に沿って作成すること。</li> </ul>
(理事選任機関) 第6条 ・・・ 第4章 理事会及び理事 第1節 理事の選任及び解任等	● 「別紙2」(P.33) を参照すること。
(理事の選任) 第7条 ・・・ (理事の資格及び構成) 第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び	<ul> <li>「別紙3」(P.37) を参照すること。</li> <li>非課税措置の適用を受ける場合には、次のとおり規定すること。</li> </ul>
構成に関する要件を遵守しなければならない。	(理事の資格及び構成) 第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格 及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の 2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法 施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。) であってはならない。

(理事の任期)

- 第9条 理事の任期は、選任後〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任し理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第10条 • • •

(理事に欠員を生じた場合の措置)

- 第11条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期 の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、 なお理事としての権利義務を有する。
- 2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月 以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

- 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。
  - □ 「選任後○年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関す る定時評議員会の終結の時まで」となっているか。
  - □ 「○年」は4年以内の期間であるか。
  - ※ 任期の終期は、法律の規定により「定時評議員会の終結の時まで」 となるため、「年度末まで」等とすることは不可。
  - ※ 任期を「○年間」等の不変期間とすることも不可。
  - ※ 第6条(理事選任機関)のうち<例2-3:理事会、評議員会及び 第三者機関を理事選任機関とする場合>(P.37)としたときにお いて、任期を理事選任機関ごと等に分けてそれぞれ定めることも可 能。ただし、理事選任機関ごと等に異なる任期となることについて 合理的な理由があることや、監事・評議員の任期が、最も任期が長 い理事の任期以上となっている必要があるため要注意。
  - ※ 補欠の理事の任期を前任者の残任期間とする場合には、寄附行為に その旨を規定しておく必要あり。
- 「別紙4」(P.41)を参照すること。
- 収益事業を行う場合には、「第5条」を「第6条」に変更すること。

寄附行為作成例	備考
(理事会の権限) 第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。	<ul><li>■ 理事会の職務として、法律で規定されたもの以外を行うこととする場合には、寄附行為にその旨の記載を行うこと。</li></ul>
(理事の職務) 第14条 ・・・	● 「別紙5」(P.43) を参照すること。
(代表権の制限) 第15条 ・・・	● 「別紙6」(P.93) を参照すること。
(理事の報告義務) 第16条 ・・・	● 「別紙7」(P.101)を参照すること。
第3節 理事会の運営	
(招集) 第17条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長が欠けたとき又は <mark>理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</mark>	<ul> <li>理事長以外の理事が理事会招集を担当する場合には「理事長」の部分を 当該理事とするなど、寄附行為にその旨を規定すること。</li> <li>第1項及び第2項に関する「可能」又は「不可」の内容は下表のとおり。</li> </ul>
	可能不可
	招集   理事長以外の理事を招集   理事及び本作成例第28条   担当権者とすること。   第2項の場合における監事   以外の者が理事会を招集する仕組みを設けること。
	理事会の     オンライン開催     書面開催       開催方法
3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。	● 本作成例第17条第1項において「理事長」を理事会の招集担当理事とした場合であり、理事長以外の者を招集担当理事とした場合は、網掛け部

分を当該理事に置き換えること。

- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から 2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合 には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び 場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しな ければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただ し、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

- 第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 前条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第19条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合 を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

備考

● なお、第4項のうち「5日以内」及び「2週間以内」の期限は、法律で 定める事項であるため変更不可。

● 第6項について、招集通知の発出期限は1週間より短縮することも可能。

- 第1項について、理事長以外の理事を議長とすることも可能。
- 収益事業を行う場合には、「第28条」を「第29条」に変更すること。
- 普通決議の要件を加重することも可能。
- 「可否同数の場合は、議長の決するところによる」旨の規定は適当では ない。
- 「特別の利害関係」は、改正後の私立学校法施行規則第12条において、 次のとおり規定されている。
  - ① 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある関係
  - ② 一方の者が他方の者の使用人である関係
  - ③ 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
  - ④ 一方の者が他方の者の②から③に掲げる関係の者の配偶者である 関係
  - ⑤ 一方の者が他方の者の①から③までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする関係

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理 事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1)この寄附行為の変更
- (2) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (3)基本財産の処分
- (4) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。) その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 残余財産の帰属者の決定

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上 に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併

- 左欄の規定を置く場合(非課税措置の適用を受けない場合)の留意事項 は、次のとおり。
  - ▶ 収益事業を行う場合には、第6号として「収益を目的とする事業に 関する重要な事項」を追加すること。
  - ▶ 3分の2を上回る割合とすることも可能。
  - ▶ 第2号以降に規定する事項を特別決議としないことも可能。
  - ▶ 第2号以降に規定する事項を学校法人の判断で、別の項(第3項) に規定することも可能。
- 非課税措置の適用を受ける場合、第2項を次のとおり規定すること。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数(現在数)の3 分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) この寄附行為の変更
  - (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
  - (3) この法人の合併
  - (4) 予算及び事業計画の作成又は変更
  - (5) 第59条第1項各号に定める書類の承認
  - (6) 基本財産の処分
  - (7)借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (8) 残余財産の帰属者の決定
  - (9) 収益を目的とする事業に関する重要な事項
  - ▶ 第5号の「第59条」は、本作成例のうち「事業報告及び決算」に関する規定をいう(「収益事業を行う場合」、「役員の責任の一部免除を行う場合」、「役員と責任限定契約を締結する場合」のいずれかに該当するときは、当該条番号が変わることに注意が必要である)。
  - ▶ 第9号は、収益事業を行う場合のみ記載すること。
- <u>左欄の規定を置く場合(非課税措置の適用を受けない場合)</u>、3分の2 を上回る割合とすることも可能。
- 非課税措置の適用を受ける場合、第3項を次のとおり規定すること。
  - 3 前2項の決議について特別な利害関係を有する理事は、議決に加 わることができない。

## 寄附行為作成例 備考 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができ 書面や電子メール等による意思表示を認める場合には、寄附行為にその 旨を規定しておく必要がある。 る。 ● 書面開催は不可。 (業務の決定の委任) 第20条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなけれ ばならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたも のについては、理事会において指名した理事に委任することができる。 (議事録) 第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を 作成しなければならない。 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名(電磁的記録により作成さ ● 第2項については議事録の署名担当者を定め、以下のように規定するこ れる議事録にあっては、電子署名。第46条第2項において同じ。)又は記 とも可能。 名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければ 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以 上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録に ならない。 あっては、電子署名。第46条第2項において同じ。)又は記名押印し、 理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならな ● 収益事業を行う場合には、「第46条」を「第47条」に変更すること。 第5章 監事 第1節 選仟及び解仟等 (監事の選任) 第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を □ 評議員会が選任することとなっているか。 適切に防止することができる者を選任するものとする。 □ 理事、評議員、職員(教員を含む。)、子法人の役員(監事や監査 3 評議員会は、監事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補 役等を除く。)、子法人の職員を兼ねることとなっていないか。 欠の監事を選任することができる。

寄附行為作成例	備考
(監事の資格) 第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並 びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。	<ul> <li>★ 補欠の監事としてあらかじめ選任した者が監事に就任することとなるタイミングについて、監事の総数が2人を下回らないようにしたい場合には、寄附行為に具体的な人数(2人を超える人数)を記載しておく必要があること。</li> <li>▶ 「子法人」について、改正後の私立学校法施行規則第11条に基づき次に掲げるものとされている。</li> <li>① 当該学校法人又はその1若しくは2以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人② 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える他の法人イ 当該学校法人の役員、評議員又は職員ロ当該学校法人の役員、評議員又は職員ロ当該学校法人の1又は2以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者ハ当該学校法人又はその1若しくは2以上の子法人によって当該構成員に選任された者ニ当該構成員に選任した日前5年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であった者</li> <li>◆ 非課税措置の適用を受ける場合には、次のとおり規定すること。(監事の資格)第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)が近に、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。</li> </ul>

備考 寄附行為作成例 (監事の任期) 第24条 監事の任期は、選任後〇年以内に終了する会計年度のうち最終の 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 ものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了 □ 「選任後○年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関す 前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任 る定時評議員会の終結の時まで」となっているか。 □ 「○年」は6年以内の期間であるか。 期間とすることができる。 2 監事は、再任されることができる。 □ 「○年」は理事の任期について寄附行為に規定された期間以上 であるか。 ※ 任期の終期は、法律の規定により「定時評議員会の終結の時まで」 となるため、「年度末まで」等とすることは不可。 ※ 任期を「○年間」等の不変期間とすることも不可。 ※ 補欠の監事の任期を前任者の残任期間とする場合には、寄附行為に その旨を規定すること。 (監事の解任及び退任) 第25条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議に ◆ 本規定が、評議員会が解任する内容となっているか確認すること。 よって解任することができる。 ● 監事の解任事由として、法律で規定されたもの以外の事由による解任を 可能とする場合には、寄附行為にその旨を規定する必要があること。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない とき (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に 「30日以内」の期限は、法律で規定されている事項であるため変更不可。 違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の 「訴え」とは、裁判所への訴えをいう(以下同様)。 議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の 日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができ る。 3 監事は次の事由によって退任する。 (1)任期の満了 (2)辞任 (3) 死亡

寄附行為作成例	備考
(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続) 第26条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。	
(監事に欠員を生じた場合の措置) 第27条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期 の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、 なお、監事としての権利義務を有する。 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月 以内に補充しなければならない。	● 収益事業を行う場合には、「第5条」を「第6条」に変更すること。
第2節 職務等	
(監事の職務) 第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。 (1)この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。 (2)この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。 (3)理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。	● 第1項第2号の「3月以内」については、改正後の私立学校法第103条第2項において、毎会計年度終了後3月以内に計算書類等を作成しなければならないとされていることを踏まえたものであるが、学校法人の判断で、より短い期間とすることも可能。

- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに大阪府教育長(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機 関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請 求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(調査権限等)

- 第29条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又 はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 第1項第5号について、理事会及び評議員会の招集担当理事を理事長以外の理事にしている場合には、当該理事に対して請求されていることとなっているか確認すること。
- 第2項のうち「5日以内」及び「2週間以内」の期限は、法律で定める 事項であるため変更不可。

- 子法人がある場合には、第2項以降を次のとおり規定すること。
  - 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人 に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。
  - 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立 学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合 において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事 項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなけ ればならない。
  - ▶ 「子法人」について、改正後の私立学校法施行規則第11条に規定されている(本作成例13ページ参照)。

寄附行為作成例	備考
(理事の行為の差止め) 第30条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しく はこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれが ある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生 ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請 求することができる。	
第6章 評議員会及び評議員	
第1節 評議員の選任及び解任等	
(評議員の選任) 第31条 ・・・	● 「別紙8」(P.117) を参照すること。
(評議員の資格) 第32条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6 項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関 する要件を遵守しなければならない。	● 非課税措置の適用を受ける場合には、次のとおり規定すること。 (評議員の資格) 第32条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
(評議員の任期) 第33条 評議員の任期は、選任後〇年以内に終了する会計年度のうち最終 のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満 了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者 の残任期間とすることができる。 2 評議員は、再任されることができる。	<ul> <li>本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。</li> <li>□ 「選任後○年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」となっているか。</li> <li>□ 「○年」は6年以内の期間であるか。</li> <li>□ 「○年」は理事の任期について寄附行為に規定された期間以上であるか。</li> </ul>

寄附行為作成例	備考
	<ul> <li>※ 任期を「○年間」等の不変期間とすることは不可。</li> <li>※ 任期を選任する機関ごと等に分けてそれぞれ定めることも可能。ただし、選任機関ごとに異なる任期となることについて合理的な理由があることや、最も短い評議員の任期が、最も長い理事の任期以上となっている必要があること。</li> <li>● 補欠の評議員の任期を前任者の残任期間とする場合には、寄附行為にその旨を規定しておくこと。</li> </ul>
(評議員の解任及び退任)	
第34条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。 (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき (3)評議員としてふさわしくない非行があったとき 2 評議員は次の事由によって退任する。 (1)任期の満了 (2)辞任 (3)死亡 3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。	<ul> <li>原則として、当該評議員を選任した者が解任することができる規定となっているか確認すること。</li> <li>解任事由を具体的にどのようなものとするかは学校法人の判断であるが、社会通念上合理的かつ適切な内容であることが求められる。</li> <li>収益事業を行う場合には、「第5条」を「第6条」に変更すること。</li> </ul>
第2節 評議員会及び評議員の職務等 (評議員会の構成) 第35条 評議員会は、全ての評議員で組織する。 (評議員会の職務等) 第36条 ・・・	<ul><li>「別紙8-2」(P.121)を参照すること。</li></ul>
NIOOW	

寄附行為作成例	備考
(理事の行為の差止めの求め)	V用行
第37条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若	
しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそ	
れがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することがで	
きない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第30条の請求を	
行うことを求めることができる。	
2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することがで	
きない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前	
項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当	
該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞な	
く当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対	
し、当該行為をやめることを請求することができる。	
/またがまるぎょのかは)	
(責任追及の訴えの求め)	
第38条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法 人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事	
の責任を追及する場合には監事)に対し、役員又は清算人の責任を追及	
する訴えの提起を求めることができる。	
) WHIP CONTROL EN (CC W)	
第3節 評議員会の運営	
(開催)	
第39条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1	● 他の制度との整合性が図られていない可能性がある点に注意が必要
回開催するほか、必要がある場合に開催する。	(例: 高等教育の修学支援新制度における機関要件の確認申請の期限は 6月末であり、その際に決算資料の添付が必要 等)。
	0月末じめり、その際に伏昇資料の称刊が必安 寺/。

寄附行為作成例	備考
(招集) 第40条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議 に基づき理事長が招集する。	<ul> <li>本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。</li> <li>□ 評議員会の招集方法(誰がどのように招集されるのか等)について明記されているか。</li> <li>□ 理事(理事長)が招集することとなっているか。</li> <li>※ 理事が招集することとなっていれば、具体的な招集方法は学校法人の判断に委ねられている(本作成例第40条第4項も参照)。</li> <li>※ 理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。</li> </ul>
2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、 評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を 請求することができる。	● 3分の1を下回る割合とすることも可能。 ● また、理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当 該理事に対して招集を求めるよう(左欄の網掛け部分が当該理事)にし ているか確認すること。
3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、 一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができ る。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしな ければならない。	<ul> <li>3分の1を下回る割合とすることも可能。また、20日を下回る期間とすることも可能。</li> <li>理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるよう(左欄の網掛け部分が当該理事)にしているか確認すること。</li> </ul>
<ul> <li>4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。</li> <li>(1)会議の日時及び場所</li> <li>(2)会議の目的である事項があるときは、当該事項</li> <li>(3)会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨</li> <li>(4)私立学校法施行規則で定める事項</li> <li>5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。</li> </ul>	<ul> <li>例外的な事由がある場合(「やむを得ない場合」や「緊急を要する場合」)でも、期間の短縮は不可。</li> <li>なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することは可能。</li> </ul>

寄附行為作成例	備考
(評議員による招集) 第41条 前条第2項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議 員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の 規定による請求をした評議員は、共同して、大阪府教育長の許可を得 て、評議員会を招集することができる。 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事 項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾 を得た場合に限る。)により通知しなければならない。 3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。	● 「20日以内」の期限は、法律で定める事項であるため変更不可。
(監事による招集) 第42条 第28条 第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、 監事は第40条 第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評 議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)に より通知しなければならない。 2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。 (招集手続の省略) 第43条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意が あるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	<ul> <li>収益事業を行う場合には、「第28条」を「第29条」に、「第40条」を「第41条」に、それぞれ変更すること。</li> </ul>
(運営) 第44条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。	<ul><li>● 評議員会の議長の選任方法等については、学校法人の判断に委ねられている(評議員の議長は評議員のうちから選定されることが通常と考えられる)。</li></ul>
(決議) 第45条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員 を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	非課税措置の適用を受ける場合には、次のとおり規定すること。     (決議)     第45条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半     数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた 損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加 わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

## (議事録)

- 第46条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録 を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

### (役員の出席等)

- 第47条 理事長及び監事は、評議員会に出席しなければならない。
- 2 理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる 評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、 議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。
- 評議員会の決議要件について、法令の要件の加重又は軽減は不可。
- 書面や電子メール等による意思表示を認める場合には、寄附行為にその 旨を規定しておく必要がある。
- 書面開催は不可。
- 議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。
  - 2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。
- 代表業務執行理事及び業務執行理事を置く場合の左欄の「理事長及び監事」の部分について、次のうち該当するものを記載すること。
  - ▶ 代表業務執行理事(「副理事長」等の名称を用いるときを含む。以下、本欄において同じ。) を置く場合(将来的には代表業務執行理事を置く可能性がある場合を含む。以下、本欄において同じ。)
    - ⇒ 「理事長、代表業務執行理事及び監事」

寄附行為作成例	### ### ### #########################
第7章 理事会と評議員会の協議 (理事会及び評議員会の協議) 第48条 ・・・ 第8章 予算及び事業計画等	● 「別紙9」(P.127) を参照のこと。
(会計年度) 第49条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わ るものとする。	
(予算及び事業計画) 第50条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が 編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとす るときも、同様とする。	● 予算及び事業計画の作成及び変更は理事会の決議事項であり、 <u>特定の理事に委任等することは不可</u> 。
(役員及び評議員の報酬) 第51条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従っ て算定した額を報酬等として支給することができる。	● 非課税措置の適用を受ける場合には、「支給することができる。」に続けて「ただし、役員の地位にあることのみによって、支給しない。」の一文を追加すること。

寄附行為作成例	備考
	● 役員の責任の一部免除を行う場合には、左欄の第51条の直後に次のとお
	<u>り規定</u> すること。
	(責任の免除)
	第52条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法
	人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失
	がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と
	認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条
	の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事
	会の決議によって免除することができる。
	2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限
	る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なけ
	ればならない。
	3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第
	92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある
	場合には○か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しな
	ければならない。
	4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異
	議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはなら
	ない。
	5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に
	対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益
	を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならな
	➤ 本規定は私立学校法第93条第1項に基づく責任の免除(理事会による ************************************
	る免除)であり、私立学校法第91条及び第92条に基づく評議員会の
	決議による責任免除は寄附行為に定めないことも可能。
	ならないことに留意する。
	▶ 第4項について、10分の1を下回る割合とすることも可能

寄附行為作成例	備考
	● 役員と責任限定契約を締結する場合には、左欄の第51条の直後(「責任 の免除」に関する規定を置く場合は当該規定の直後)に次のとおり規定
	すること。
	(責任限定契約)
	第○条 理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人
	の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」と
	いう。) 又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこ
	の法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務!
	を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上
	であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任
	限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事:
	又は監事と締結することができる。
	▶ 網掛け部分は、代表業務執行理事(若しくは「副理事長」等)又は 業務執行理事(若しくは「常任理事」等)を置く場合のみ記載する
	表傍秋17 理事(石しくは「吊仕理事」寺/を直く場合のみ記載する こと。
	<u> </u>
第9章 資産及び会計	
(資産)	
(資産)   第52条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。	
お02末 この広への貝座は、別座口郵記戦のこのりこりる。	
(資産の区分)	
第53条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。	● 収益事業を行う場合には、次のとおり規定すること。
2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれ	(資産の区分)
らに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来	第53条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益
基本財産に編入された財産とする。	事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又は

及び将来基本財産に編入された財産とする。

これらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従っ

とする。

て基本財産又は運用財産に編入する。

目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産

寄附行為作成例	備考
	3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。
(基本財産の処分の制限)	
第54条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。	
(積立金の保管)	
第55条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、 又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しく は定額郵便貯金として理事長が保管する。	● 「確実な」の記載は、学校における安定的・継続的な教育活動に資する べく運用の安定性が相当程度期待できる旨の趣旨であり、学校法人の資 産運用に関して責任のある意思決定及び管理体制の整備について学校 法人で十分検討すること。
(経費の支弁)	
第56条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに 運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収 入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。	
(会計)	
第57条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。	● 収益事業を行う場合には、第2項として次のとおり規定すること。 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。) に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第58条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第59条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3)計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければなら ない。

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第60条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿(役員及び 評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第66条第 2号において同じ。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

- 基本財産の処分や借入金、その他予算外における新たな義務の負担又は 権利の放棄は理事会の決議事項であり、特定の理事に委任等することは 不可。
- 理事長以外の者が作成・報告することも可能。
- 収益事業を行う場合には、第3項として次のとおり規定すること。
  - 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

- ①収益事業を行う場合、②役員の責任の一部免除を行う場合、③役員と 責任限定契約を締結する場合のいずれに該当するときは、条ずれのため 「第66条」を次のとおり変更すること。
  - ▶ ①、②、③のすべて該当するとき・・・・・「第69条」
  - ▶ ①、②、③のうち2つ該当するとき・・・「第68条」
  - ▶ ①、②、③のうち1つ該当するとき · · · 「第67条」
- 閲覧・交付については、評議員、設置する学校に在学する者その他の利 害関係人からの請求に対応することで足りる。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第61条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計 年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第62条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の 意見を聴き、理事会の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければ ならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、大阪府教育長に届け出なければならない。

● <u>「寄附行為の変更」を評議員会の決議事項とする場合((別紙8-2)</u> <u>のうち<例8-2-4>(P.126)を採用する場合)には、次のとおり</u> 規定すること。

備考

(寄附行為の変更)

- 第62条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び 評議員会の決議(私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及 び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあって は、評議員会への諮問。次項において同じ。) を得て、大阪府教育長 の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項 については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、大阪府教育長 に届け出なければならない。
- ▶ 網掛け部分は、改正後の私立学校法第23条第1項第4号及び第16号に掲げる事項のみを諮問事項とする場合((別紙8-2)のうち
  〈例8-2-3>(P.125)を採用する場合)のみ記載すること。

寄附行為作成例	備考
第11章 解散及び合併	
(解散)	
第63条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。	● 解散事由として、法律で規定されたもの以外の事由による解散を可能と
(1)理事会の決議及び評議員会の決議による決定	する場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要がある。
(2) この法人の目的たる事業の成功の不能	● 解散に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、次のとおり
(3)合併	<u>規定</u> すること。
(4)破産手続開始の決定 (5)大阪府教育長の解散命令	(解散) 第63条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、大阪府教育長の認	(1) 理事会の決議による決定
可を受けなければならない。	(2) この法人の目的たる事業の成功の不能
	(3) 合併
	(4) 破産手続開始の決定 (5) 大阪府教育長の解散命令
	2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会
	の意見を聴かなければならない。
	3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、大阪府教育
	長の認可を受けなければならない。
   (残余財産の帰属者)	
第64条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって	● 残余財産の帰属者を定める場合には、寄附行為にその旨を規定しておく
解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会	<u>必要</u> がある。
の決議により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しく	
は公益財団法人、国又は地方公共団体に帰属する。	
(合併)	
第65条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会	<ul><li>● 合併に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、以下のとお</li></ul>
の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。	り規定すること。
	(合併)
	第65条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の
	意見を聴き、理事会の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなけれ
	ばならない。

寄附行為作成例	備考
第12章 補則	
(情報の公表) 第66条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、 インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければ ならない。 (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為 変更の届出をしたとき 寄附行為の内容 (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財 産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基 準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容	● 本条に規定する情報の公表については、私立学校法上は努力義務であるが、大阪府における補助金の交付条件により左記の内容の公表が必要であるなど、学校法人の実態に応じて規定すること。
(公告の方法) 第67条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法によ り行う。	● 設置する学校の掲示場に掲載する方法によることも可能。
(施行細則) 第68条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人 の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。	
附 則 :	● 「別紙10」(P.129) を参照のこと。